

市民緑地認定制度について

1 制度の概要

市民への公開を前提とした民有地を、自治体が都市公園と同等の機能を持つ「市民緑地」として認定するものであり、都市緑地法に基づく制度です。

2 対象となる民有地

空き地を活用した緑地のほか、個人や企業所有の既存緑地、開発に伴い創出される緑地、そして公開される工場緑化なども対象となります。

3 設置可能区域

市内8か所の「緑化推進重点地区」において設置が可能です（右図）。



市内緑化推進重点地区位置図

4 設置管理主体

民間主体（NPO 法人、住民団体、企業等）

5 認定基準

- (1) 面積 300 m²以上
- (2) 緑化率 20%以上（緑化率に算入できる要素：樹木、花壇、芝、壁面緑化、池等）
- (3) 管理期間 5年以上
- (4) その他
 - ・公開性が確保されていること（運営上、安全上等の理由による一時閉鎖は可）
 - ・施設の巡視、点検、維持管理等を適切に行うこと
 - ・土地の所有権や使用権等を有すること など

6 認定を受けるために必要な事項

市民緑地の形態や整備・管理等に関する内容を記載した「市民緑地設置管理計画」を作成し、所要の図面等とともに市へ申請する必要があります。

7 市民緑地の公開までのフロー



8 市民緑地の認定を受けるメリット

- ・公的な緑地に位置付けられ、自治体のホームページなどを通じて大勢の人々に知ってもらうことができます。
- ・市の指定を受けた団体（緑地保全・緑化推進法人^{※1}）が設置する市民緑地については、固定資産税・都市計画税の3分の1が、3年間軽減^{※2}されます。

※1 都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全、緑化の推進、市民緑地の設置・管理・活用などを適正かつ確実に行うことができる者を、市が「緑地保全・緑化推進法人」として指定します。市の指定を受けるためには、市民緑地設置管理計画の申請のほかに別途申請が必要です。

※2 無償で借り受けた土地又は自己保有の土地に設置した市民緑地が対象となります。ただし、家屋の屋上に設置された緑地については、市民緑地に認定されても税の軽減の対象にはなりません。

9 相談窓口・問合せ先

建設緑政局みどり・多摩川協働推進課

TEL : 044-200-2380 Email : 53mikyo@city.kawasaki.jp